



公 告

6次産業化推進拠点施設基本計画策定業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月8日

常総市長 神達岳志



1 業務内容

(1) 業務の名称

6次産業化推進拠点施設基本計画策定業務

(2) 業務内容

本市が進めるアグリサイエンスバレー事業に係る6次産業化の取組は、「地域農業」への更なる波及を目指しており、本市周辺の市況をもとに、消費者ニーズのある生産拡大及び加工品開発を図り、地域農業の発展に寄与することを目的としている。

本業務は、当該目的を達成するために、消費者ニーズのある農産物の加工及び加工品等の開発を行う施設（一次・二次加工施設等）の導入可能性調査及び整備方針の整理を行い、6次産業化推進拠点施設の基本計画として策定するものである。

(3) 契約方式

業務委託契約

(4) 契約期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月17日まで

(5) 業務規模

本業務に関する費用は、9,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 常総市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成10年水海道市

告示第28号)の規定による指名停止を現に受けていない者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されていない者であること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては、更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、再生手続開始の決定を受けた者であること。
- (4) 常総市暴力団排除条例(平成24年常総市条例第4号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。なお、個人での応募はできないものとする。

3 募集に関する事項等

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

(2) 公募の日程

項目	期限等
公募の開始	令和6年4月8日(月)
質問の受付	令和6年4月8日(月)から 令和6年4月22日(月)午後5時まで
質問に対する回答	令和6年4月26日(金)
企画提案書等提出期限	令和6年5月22日(水)午後5時まで
一次審査(書類審査)の実施	令和6年5月23日(木)
一次審査結果通知	令和6年5月24日(金)
二次審査(プレゼンテーション)の実施	令和6年5月28日(火)
二次審査結果通知	令和6年5月29日(水)
契約交渉期間	令和6年6月上旬
契約締結	令和6年6月中旬

4 資料の配布

本プロポーザルに係る次に掲げる資料は、市ホームページに掲載するので、ダウンロードして使用すること。

- (1) 6次産業化推進拠点施設基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- (2) 6次産業化推進拠点施設基本計画策定業務委託 仕様書（別紙1）
- (3) 6次産業化推進拠点施設基本計画策定業務委託 企画提案書作成要領（別紙2）
- (4) 6次産業化推進拠点施設基本計画策定業務委託 事業者選定審査要領（別紙3）
- (5) 質問書（様式第1号）
- (6) 参加意思表明書（様式第2号）
- (7) 誓約書（様式第3号）
- (8) 会社概要等整理表（様式第4号）
- (9) 受注実績等整理表（様式第5号）
- (10) 業務実施体制届出書（様式第6号の1）
- (11) 予定技術者の経歴等（様式第6号の2）
- (12) 企画提案書（様式第7号）
- (13) 共同事業体構成員届出書（様式第8号の1）
- (14) 共同事業体構成員概要書（様式第8号の2）
- (15) 共同事業体協定書（様式第8号の3）

5 質問及び回答

- (1) 本業務又は本プロポーザルの内容に対して疑義がある場合は、次のとおり質問をすることができる。
 - ア 受付期限 令和6年4月22日午後5時まで
 - イ 質問方法 質問書に質問事項を記載し、電子メールにより提出すること。
また、担当宛てに必ず電話により到達確認を行うこと。
 - ウ 提出先 常総市産業振興部農業政策課アグリサイエンスバレー推進室
電子メール agribusiness@city.joso.lg.jp
電話番号 0297-23-2111（代表）
内線2303

(2) 質問の回答

質問の回答は、令和6年4月26日までに、本市ホームページ上に公開することとし、電話又は口頭による対応は行わない。なお、回答に当たり、質問をした者の社名又は名称は、明らかにしない。また、質問内容に事業者が特定されるものがある場合は、回答から除外することがある。

6 説明会

本プロポーザルに係る説明会は、行わない。

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルへ参加する者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加意思表明書
- イ 誓約書
- ウ 会社概要等整理表
- エ 受注実績等整理表
- オ 業務実施体制届出書
- カ 予定技術者の経歴等
- キ 企画提案書
- ク 見積書
- ケ 共同事業体構成員届出書
- コ 共同事業体構成員概要書
- サ 共同事業体協定書
- シ 決算書
- ス 納税（完納）証明書
- セ 法人の登記事項証明書
- ゾ 会社概要（任意様式）

(2) 提出期限

令和6年5月22日午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により常総市産業振興部農業政策課へ提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により提

出期限までに必着のこと。

(4) 提出部数

ア 紙媒体：原本1部 写し10部

イ 電子媒体：1枚（提出書類データをCD-ROM等に保存したもの。）

※電子媒体に保存するデータのファイル形式は、PDFファイルとする。

(5) 提出先

常総市産業振興部農業政策課アグリサイエンスバレー推進室

8 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

ア 審査の方法等

担当部局において提出書類の確認を行い、提出書類の不備、欠格事由等に該当がなく、応募者が5者未満の場合にあっては全員を一次審査通過とする。なお、応募者が5者以上の場合にあっては、提出された書類の会社概要等整理表、受注実績等整理表及び予定技術者の経歴等を踏まえ、実績等の内容や数が優位な4者程度を一次審査通過者として選定する。

イ 結果通知

一次審査の選考結果は令和6年5月24日【予定】に、文書（郵送）で応募者宛てに通知するとともに、電子メールに添付して送付する。なお、選考結果に対する異議は、一切応じないものとする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

ア 実施日

令和6年5月28日

時間、場所等の詳細については、一次審査通過事業者あてに別途連絡する。

イ 審査の方法等

6次産業化推進拠点施設基本計画策定業務委託事業者選定審査要領のとおり

ウ 説明員

説明は、原則として業務実施体制届出書に記載した予定技術者が行うこと。会場に入室する人数は、4名以内とする。

エ 結果通知

二次審査終了後、選考結果及び採点結果については、文書（郵送）により通知する。なお、選考結果に対する異議は、一切応じないものとする。

9 契約

- (1) 審査結果に基づき、本市は契約優先交渉権者と協議し、仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。
- (2) 契約優先交渉権者が参加資格要件を満たさないと判明した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点交渉権者と交渉するものとする。

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は応募者の負担とする。なお、提出された企画提案書等の返却は原則行わない。
- (2) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 本件に関わる情報公開請求を受けた場合は、常総市情報公開条例（平成13年水海道市条例第17号）に基づき、提出書類を公開することができるものとする。ただし、公にすることにより競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は、非公開となる場合があるため、当該情報が含まれていると判断するときは、その旨をあらかじめ書面により申し出るものとする。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書等を無効とすることがある。
- (5) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

11 連絡先

常総市産業振興部農業政策課アグリサイエンスバレー推進室

303-8501

茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

電話番号 0297-23-2111（代表）

内線 2303

電子メール agribusiness@city.joso.lg.jp

